

令和7年度下水道メーター取替業務委託仕様書

本仕様書は、計量法施行令第18条別表第3による検定有効期間満期による下水道メーター取替業務(以下「業務」という。)を委託により遂行するにあたって必要な事項を定めたものである。

なお、この仕様書に規定されていない事項については、大分市公共下水道条例、大分市公共下水道条例施行規程、業務委託共通仕様書のほか、大分市上下水道事業管理者(以下「発注者」という。)が別に定める業務要領等によるものとする。

(委託期間及び実施場所)

第1条 本委託業務の委託期間は下記のとおりとし、委託業務の実施(取替)場所及び取替件数は、特記仕様書によるものとする。

委託期間 令和7年12月1日(月)から令和8年3月6日(金)まで

(施行体制)

第2条 受託事業者(以下「受注者」という。)は、契約工期期間に業務が速やかに着手、遂行できるよう体制を整えなければならない。

(業務の施行)

第3条 発注者は、業務の発注を別紙1「令和7年度下水道メーター取替予定表」(以下「予定表」という。)の交付により行うものとする。

(業務の着手)

第4条 受注者は、契約完了後に予定表の交付を受け、別紙2「下水道メーター取替業務実施要領」を遵守し、業務に着手しなければならない。

(業務の事前説明)

第5条 発注者は、業務にあたって下水道メーター使用者に対し、事前に「下水道メーター取替のお知らせ」を送付する。受注者は、使用者から問い合わせがあった場合取替の趣旨を事前に十分説明し、一時断水すること等の了承を得なければならない。

(現場管理)

第6条 受注者は、業務の遂行に際しては、安全管理等の現場管理を行い、安全かつ円滑な遂行に努めなければならない。

(業務材料)

第7条 発注者は、業務に必要な材料を受注者に支給し、受注者はこれを適正に保管しなければならない。

(下水道メーターの保管)

第8条 受注者は、発注者とともに取替後の旧下水道メーターの指針をチェックし、「下水道メーター取替委託報告書」を作成の上発注者に提出する。チェック後のメーターは発注者の指示に従い所定の場所に保管収納する。

(下水道メーターの仕分け整理)

第9条 受注者は、取替した下水道メーターを口径別、型式、種類別(鉛レス等)に仕分け整理を行い、発注者の指定する場所に搬入するものとする。

(業務の完了)

第10条 受注者は、業務が終了したときは、速やかに「下水道メーター取替委託業務報告書」を発注者に提出し、完了の検査を受けなければならない。

(1) 発注者は、前項の報告書をもってデータ反映を行うとともに、下水道メーター引き上げ指針読取の不適切なもの等について、受注者に再確認を行い、適切にするよう指示するものとする。

(2) なお、提出する関係書類は次のとおりとする。

ア 下水道メーター取替委託業務完了届

イ その他関係書類

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約の業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、個人情報の漏えい等により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 前11条に定めるほか、業務に関し発注者より指示があったときは、受注者はこれに従うものとする。